入居者への虐待防止に関する指針

医療法人　明和会
グループホーム　フェニックス

１．事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

入居者の尊厳を保持するため、いかなる場合も虐待を行ってはいけない。入居者虐待は人権侵害であり、犯罪行為であることを認識する。虐待の禁止・予防及び早期発見、早期対応のための指針を定め、職員が入居者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有する。

２．虐待の定義

（１）　身体的虐待

入居者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること。または正当な理由なく身体を拘束すること。(殴る、蹴る、たばこを押し付ける、熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる。食事を与えない、戸外に締め出す、部屋に閉じ込める、縄で縛る等)

（２）　性的虐待

入居者にわいせつな行為をすること。または入居者をしてわいせつな行為をさせること。(性交、性的暴力、性的行為の強要、性的雑誌やＤＶＤを見るように強いる、裸の写真や映像を撮る等)

（３）　心理的虐待

入居者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。(「そんなことをすると外出させない」など言葉による脅迫･「何度言えばわかるの」等､心を傷つけることを繰り返す、成人の入居者を子供扱いする等、自尊心を傷つける、馬鹿にする、無視する、他者と差別的な対応をする等)

（４）　ネグレクト

入居者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、(3) に掲げる行為と同様の行為の放置、入居者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。(自己決定といって放置する、失禁をしていても衣服を取り替えない、栄養不良のまま放置､病気の看護を怠る､話しかけられても無視する･拒否的態度を示す等)

（５） 経済的虐待

入居者の財産を不当に処分すること、入居者から不当に財産上の利益を得ること。（入居者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分）

３．虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項について

当事業所では、虐待の防止及び早期発見に努める観点から、「虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置し、虐待防止に関する責任者等を定める等措置を講じます。

（１） 委員会の名称は「虐待防止委員会」とする。
（２） 委員長は、事業所の管理者が務めることとする。
（３） 委員会の委員は、管理者、計画作成担当者、介護士とする。
（４） 委員会は年間２回以上、委員長が必要に応じて委員を招集し、開催する。
（５） 虐待防止委員会の議題は、委員が定め、次のような内容について協議する。

- 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- 虐待の防止のための職員研修の実施計画・内容について
- 虐待等について、職員が相談・報告ができる環境・体制の整備について
- 実際に虐待が発生した場合の対応に関すること
- 「虐待早期発見チェックリスト」に従った調査の実施
- その他人権侵害、虐待防止等に関すること

４．虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する研修の内容は、虐待の防止に関する基礎的知識・内容等の適切な知識の普及・啓発を目的に、事業所における指針に基づき開催する。

- 実施は年間２回開催し、新入職員には、必ず虐待防止のための研修を実施する。
- 高齢者権利擁護事業・成年後見制度の理解
- 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- 早期発見・事実確認と報告等の手順
- 発生した場合の改善策　等

研修の実施内容については、研修資料・報告書を作成し、当日不参加の職員に対して、閲覧できる様にし、情報の共有を図れるようにする。

５．虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待が発生した場合は、速やかに被害を受けた入居者の心身の状況を把握し、必要な手当て等を行い、安全を確保する。次に、事実確認をしっかりと行い、上司への報告、被害を受けた入居者・家族への説明・謝罪、関係機関（市町村等）への報告を行う。

関係機関への通報は職員の役職位を問わず厳正に対処する。

6．虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

（1）職員が他の職員による入居者への虐待を発見した場合、管理者に報告する。虐待者が管理者本人であった場合は、他の上司等に相談する。

（2）管理者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談・報告があった場合には、報告を行った職員の権利が不当に侵害されない様に、細心の注意を払い、虐待を行った職員に事実確認を行う。虐待者が管理者の場合は、他の上司が代行する。事実確認は時系列で概要を整理します。

（3）事実確認の結果、虐待が事実であると確認した場合は、当人に対して、対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。

（4）上記の対応を行っても改善が見られない場合や、緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。

（5）事実確認を行った内容や、虐待が発生した経緯について、虐待防止委員会において発生原因を追究し、原因究明と再発防止策を作成し、職員に周知する。

（6）必要に応じて、関係機関に報告を行います。

7．成年後見制度の利用支援に関する事項

入居者又はご家族に、必要に応じて成年後見制度について説明し、社会福祉協議会等の窓口を案内する等の支援を行う。

8．虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

（1） 虐待等の苦情相談窓口の担当責任者は事業所の管理者が務める。担当責任者本人が虐待を行った者である場合は、事業所の計画作成担当者より、他事業所の上司に報告・相談する。

（2） 苦情相談窓口に寄せられた事項は、相談者の個人情報に留意し、相談者に不利益が生じない様に注意して対応する。

（3） 上述の「6．虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に沿って、対応する。

（4） 寄せられた苦情内容のその顛末と今後の対応方法を相談者に報告する。

9．入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

入居者・家族等はいつでも当該指針を閲覧する事ができる。又、入居契約時に指針の説明・配布を行い、事業所内の掲示板でも閲覧できるように掲示する。

１０．その他虐待の防止の推進のために必要な事項

上述４に定める事業所内での研修会を開催する、社会福祉協議会等が提供する研修への積極的な参加等を行い、虐待防止に関する知識の向上を図り、入居者の権利擁護に努めるよう努力する。

附則

この指針は、令和６年３月20日より施行する。